

個別保健事業の評価(事業2)

事業名	特定保健指導					
年 度	令和5年度・令和6年度					
目的・概要	・「高齢者の医療の確保に関する法律」第24条に基づく事業 ・特定健康診査の結果により、生活習慣病のリスクの高い対象者に、生活習慣改善の支援を行うことで、生活習慣病やそれに伴う疾病の発症及び重症化を予防する。					
実施内容	・対象者：特定健康診査の結果、腹囲のほか血糖、脂質、血圧が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者の除く者。追加リスクの多少と喫煙の有無により、動機づけ支援または積極的支援となる。 ・原則として特定健康診査実施医療機関、公共施設、商業施設等での実施。実施項目・期間は法で定められている要件とし、例年8月～翌5月で実施する。 ・動機づけ支援、積極的支援については法に基づき実施。 ・事業者委託により実施。なお、初回面接の一部については、特定健康診査実施医療機関で実施する場合もある。 ・令和6年度より新たな委託事業者と新規契約を締結。（令和6年度～8年度）					
評 価	評価指標	策定時 (令和4年度)	経年変化			
	特定保健指導実施率 (%)	16.1	年 度	令和5	令和6	令和7
			目標値		20	25
			実測値	14.9	18.4※	—
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 (%)	20.2	年 度	令和5	令和6	令和7
			目標値		21	22
実測値			22.4	*	—	
※…法定報告値は毎年11月に発表となるため暫定値 *…法定報告値は毎年11月に発表となるため記載不可						
評価の まとめ	・令和5年度 ・保健指導実施者の終了率は100%となっているが、保健指導実施率が令和4年度に比して約1ポイント減少している。保健指導対象者については、生活習慣病の内服がある者については対象外となるが、令和3年度に導入した質問票により、これまで健診実施機関が記載していた内服情報が自己申告となった。そのことにより実情と記載内容の相違が発生したため、本来対象とならない方が多く対象者として挙がる事象が起きた。令和5年度以降、質問票に記載ミスをなくすよう説明を分かりやすくするなど工夫をし、対象者の適正化につながったと考える。 また、勧奨対象者に占める申込者は14.6%であり、勧奨への工夫が必要。電話勧奨とはがき勧奨のうち、はがきによる勧奨への反応が低かった。 （令和2年度はコロナ禍であったため、利用勧奨を実施しなかったが、実施率に大きく影響することはない。）					

	・令和6年度 ・指導終了率向上や行動変容につなげるため、新型コロナの影響で休止していた運動セミナー（小集団での健康教育）を6年度から再開。 ・保健指導実施率は暫定値ではあるが上昇傾向。通知の工夫や電話による受診勧奨に注力した結果と考えられ、目標に向け前進していると評価できる。
令和7年度 以降の方針	・運動セミナーの継続。 ・未利用者への電話勧奨（未利用者全件）を例年通り実施。 ・電話勧奨後未利用者への再々勧奨通知の実施（一年分の未利用者に対しクールの後半で送付）